

公の施設の指定管理者の指定について

国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条（指定管理者の指定）の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を指定いたしました。

1 指定管理者として指定した法人その他の団体の名称及び所在地

名 称 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

所在地 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル

2 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

(ア) 国分寺市立福祉センター

(イ) 国分寺市生きがいセンターとくら

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで